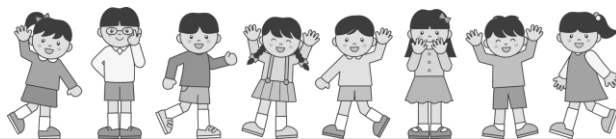


放課後 安心プラン

年間掛金

一人当たり500円



被共済者（補償の対象となる方）が、放課後子供教室、放課後児童クラブでの活動中および活動場所への往復中において生じた死亡、後遺障害、疾病および急激で偶然な外来事故により被った傷害（細菌性・ウイルス性食中毒および熱中症を含む）による損害を補償します。

金子連が契約者となり、団体および指導者等が賠償責任を負った場合に補償する契約を損害保険会社と締結しています。

放課後安心特約付安全共済会 放課後安心プラン 共済掛金と傷害（ケガ）と疾病の補償内容

主契約	
掛金	70円 (掛金50円+運営費20円 賠償責任保険含む)
死亡	600万円
後遺障害	後遺障害等級に応じて 600万円～7万円
医療	健康保険等を適用した 医療費総額の30% (医療点数×3円)

プラス

特約	
掛金	430円
死亡	2,500万円
後遺障害	後遺障害等級に応じて 2,900万円～80万円
医療	通院 通院日数×1,500円 (30日限度)
	入院 入院日数×4,000円 (180日限度)
	手術 40,000円 (又は20,000円) (一回限り)

合

計

掛金	500円
死亡	3,100万円
後遺障害	後遺障害等級に応じて 3,500万円～7万円
医療	医療 健康保険等を適用した 医療費総額の30%
	通院 通院日数×1,500円 (30日限度)
	入院 入院日数×4,000円 (180日限度)
	手術 40,000円 (又は20,000円) (一回限り)

※特約は、疾病については補償対象外です。

共済金をお支払いする主な事例

- ・ドッジボールをしていて突き指してしまいました。
- ・クラブ・教室からの帰り道、物につまづき転倒し、ケガをしました。
- ・教室で作業中、脚立から落ちてケガをしました。
- ・活動後、頭痛を訴え嘔吐した。頭痛・吐き気は治まらず受診。熱中症との診断を受けました。

支払われない主な場合

次のような事由により生じた傷害

- ①被共済者や共済金受取人の故意または重大な過失
- ②被共済者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には支払います。
- ③被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ④地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
- ⑤学校管理下の事故
- ⑥むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑦オスグッド病、野球肘、疲労骨折などの急激・偶然・外来の要件を満たさない傷害
- ⑧喘息・癲癇の持病
- ⑨他の身体の障害又は疾病の影響
ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が加重された場合は、共済金を不支払い又は削減することがあります。
- ⑩感染症法に基づく感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等）

補償対象者

放課後子供教室、放課後児童クラブに所属する子ども、指導員

補償期間

加入手続きが令和7年3月31日以前の場合 令和7年4月1日午前0時から
加入手続きが令和7年4月1日以降の場合 加入手続日の翌日午前0時から 令和8年3月31日午後12時まで

事故が起きたら

ご契約団体様より事故第一報のご報告をお願いします。

公益社団法人全国子ども会連合会

お問い合わせ、事故発生、請求に関しまして

03-5319-1741

houkago@kodomo-kai.or.jp

<https://www.kodomo-kai.or.jp/>

〒112-0012東京都文京区大塚6-1-14

